

## 前事業年度の役員報酬及び職員給与支給に関する規定(令和元年度)

認定特定非営利活動法人

いきいきフォーラム草の根支援

役員報酬及び職員給与支給に関する実際の運用は下記の通り。

### 1. 役員報酬を定めた定款

- |  |
|--|
| <p>第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p>2 役員はその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> |
|--|

しかし、令和元年度の実際の運営は、

- ① 役員報酬は役員全員に一切支払っていない。
- ② その他の金銭の支払いとしては、理事会開催に出席した理事及び SAPANA（食卓貯金箱の機関誌）発行の際の袋詰め等の郵送・事務応援に出席した理事に対する交通費実費の支払いはこれまで通り行っている。
- ③ 加えて、平成 25 年 9 月以降、常勤の理事・事務局長（東京都民）に対して都営交通のシルバーパス購入費として 21,000 円を支払っている。（平成 25 年 6 月の定時総会で決議）。

### 2. 職員給与を定めた定款

- |   |
|---|
| <p>第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理する事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。</p> <p>3 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> |
|---|

実際には、

- ① 役員（理事）1 名が事務局長として常勤するのみ。
- ② 職員の採用は創設以来行っていない。したがって給与の支払いはなし。

しかし、役員報酬及び職員給与支払いについては、現在、便宜的に次のように定める。

## 役員報酬並びに職員給与に関する規定

特定非営利活動法人いきいきフォーラム草の根支援

### 役員報酬に関する規定

(役員とは)

第1条 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、当面、役員への報酬は支給しない。

(費用の支給)

第3条 役員がその職務を執行するために要した交通費、旅費等の費用は支給することができる。

(その他)

第4条 この規定の実施に関する必要な事項は、理事会が定める。

### 職員の給与支給に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、当 NPO 法人と雇用契約を締結した事務局職員に支給する給与の取扱いについて定める。

(基本給与)

第2条 給与額は、本人の経験、技能、職務遂行能力等を考慮して雇用契約締結時に各人別に決定する。なお給与額は月額で定める。ただし、勤務形態がパートタイムの場合には、時間給で定める。

(通勤手当)

第3条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。実費とは、1か月間の通勤定期代に相当する額とする。

(給与の計算期間及び支払日)

第4条 給与の計算は、支給日当月の1日より月末までの月額を月末日に支払う。支給日が休日の場合はその前営業日に支払う。パートタイムの場合は、当月の総勤務時間数×時間給で計算した額を月末日に支給する。

(昇給)

第5条 毎年4月1日をもって基本給与の昇給を行う。ただし、当法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。昇給額は、各人の勤務成績を考慮し、各人ごとに決定する。

(賞与)

第6条 毎年6月、12月にパートタイムを除く職員に対し賞与を支給する。ただし、法人の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。賞与額は各人の勤務成績を考慮し、各人ごとに決定する。

(その他)

第7条 この規定の実施に関する必要な事項は、理事会が定める。

以上

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援	事業年度	H31年4月1日～R2年3月31 日
-----	-------------------------------	------	-----------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
個人、法人からの会費収入	865,000円
個人からの一般寄付金収入	17,568,912円
「食卓の貯金箱」募金（寄附金）収入	2,367,956円
講演会等催事開催入場料収入	296,878円
チャリティ公演開催収入	254,000円
ネパール・イラムティー（紅茶）販売収入	56,000円
カレンダー事業収入	484,581円
預金利息等その他収入	44円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	21,893,371円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
借入金はなし	0円
	円
	円
	円
	円
合 計	0円

## (3) その他

該当なし







4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし		
-----		
-----		
-----		
-----		
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .
-----		. .

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0	0円



6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令元年6月8日			カブダーダ校図書室 新築と図書購入資金)	1,300,000 円
令元年10月31日			女子高等教 育奨学基金 創設	7,850,000 円
令元年)11月29日			カタコット村小学校 増設と教員給与補助 基金創出]	1,425,000 円
令2年1月15日			がたごっ戸村郡雇 用の教員給与補助基金 創設	1,000,000 円
令2年3月6日			ガリガンダ眼科診療 所診察機械導入	6,000,000 円
令元年6月18日			ラフ族の子ども達を 収容しているホーム の運営資金	400,000 円
令元年12月12日			ひよこホームの運営 資金として第2回目	400,000 円
令元年5月17日			SEDS (養護施設名) の子どもの食費支援	600,000 円
令元年8月1日			3件とも福島県の被 爆地域の子どもの 救援活動	1件 100,000 円宛合 計 300,000 円
	合 計			18,675,000 円

7 海外への送金等に関する事項 (その金額が200万円以下の場合に限る。) [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
令元年6月.18 日.	タイ国チェンライ県ターコ村のひよこホームに対する施設運営費(第1回目)	400,000 円
令元年5月17 日.	インド国の SEDS (ペヌコンダ地域の養護施設) に対する送金。施設の子どもの食費、教師の給料補てん等	600,000 円
令元年12月12 日	タイ国ひよこホームへの第2回目の送金	400,000 円
. .		円
. .	■■■■■に対する寄附金(ネパール国支援)は、同氏の日本国内に有する三菱UFJ銀行口座へ振込を行う	円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援	チェック欄
-----	----------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
  - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	H31年4月1日～令2年3月31日	15人	0人	0%	0人	0%
②			人	%	人	%
③		人	人	%	人	%
④		人	人	%	人	%
⑤		人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかたしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定特定非営利活動法人いきいきフォーラム草の根支援	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		15人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	
宇野 真人		理事		○					就任 H20.4.8 ・ 現任
伊藤 俊郎		理事		○					就任 H20.4.8 ・ 現任
上野 志津代		理事		○					就任 H24.6.14 ・ 現任
菊地 敏昇		理事		○					就任 H21.6.9. ・ 現任
清水 廣行		理事		○					就任 H20.4.8 ・ 現任
高木 邦彦		理事		○					就任 H20.4.8 ・ 現任

田村 和久		理事	○						就任 H20. 4. 8 ・ 現任
粒針京子		理事	○						就任 H30. 6. 15. 現任
西山 勝治		理事	○						就任 H20. 4. 8 ・ 現任
平山隆一		理事	○						就任 H20. 4. 1 ・ 辞任 令 1 年 5 月 13 日
伏見 和史		理事	○						就任 H26. 6 . 10. 現任
松 本 貞		理事	○						就任 H20 . 4. 8. 現任
森下 和子		理事	○						就任 H30 . 6. 15. 現任
湯川 弓子		理事	○						就任 H24 . 6. 14. 現任
兼田 俊男		監事	○						就任 H20. 4 . 8. 現任

早川正夫		監 事		○						就 任 H20. 4. 8 ・ 現任
------	--	--------	--	---	--	--	--	--	--	-----------------------------

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳(発生した入出金取引勘定全てを日付順に記帳)	エクセル・クリアファイル	都度	7年
各種事業収入管理簿	エクセルクリアファイル	都度	7年
年会費(法人・個人)、及び寄付金の収入管理簿(特定寄附金の場合はその旨を付記) 寄附金受領証明書の発行データ	同上	都度	7年
「食卓の貯金箱」収入帳簿(募金者の名前、住所、金額等) 寄附金受領証明書の発行データ	同上	都度	7年
各種事業支出管理簿	同上	都度	7年
一般管理費帳簿	同上	都度	7年
四半期ごとの総勘定元帳完成後、経理事務外注先「gb パートナーズ」に、入力を依頼、会計ソフトは、[会計王 NPO 版]		毎年4, 7, 10, 1 月初旬	7年
入力後のデータは、事務局でチェック		毎年4, 7, 10, 1 月下旬	7年



(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 第2号議案

### 監査報告書(写し)

#### 令和元年度会計監査報告

令和元年度の会計監査は、折りしも春先から始まった新型コロナウイルス感染拡大の状況の中で、例年に比べ約1か月遅い、令和2年6月2日に行いました。

会計につきましては、特定非営利活動促進法にさだめられたNPO法人会計原則に準拠した適正な処理が行われていることを確認いたしました。

また、令和元年度からスタートした、経理業務の業務委託先である「NPO法人GBパートナーズ」との連携も円滑に行われていることを確認いたしました。

さらに、日常の業務につきましても、定款に定めた範囲内の事業活動を適正に行っていること、また「理事会」や「理事懇談会」を定例的に開催し、理事相互間の意思疎通のもと、重要事項の議決、報告等きめ細かく行っているなど、法令に準拠した円滑な法人運営が行われていることを認めました。

以上報告します。

令和2年6月2日

NPO法人いきいきフォーラム草の根支援

監事 兼田 俊男

監事 早川 正夫

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第4項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	認定特定非営利活動法人 いきいきフォーラム草の根支援
-----	----------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄 ○
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄 ○
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
⑨ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人いきいきフォーラム草の根支援	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(註1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(註2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/>
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/>

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	-----------------------------------	------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---------------------------	------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/>
---	---	------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/>